

山梨県公報

号外第一号

令和三年

一月二十五日

月 曜 日

目次

規則

○山梨県立あゆみの家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第一号

山梨県立あゆみの家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年一月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県立あゆみの家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立あゆみの家設置及び管理条例施行規則(平成十八年山梨県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条の表二の項中「二二人」を「二〇人」に改める。

附則に次の一項を加える。

(令和三年四月一日から同年十一月三十日までの間における定員に関する特例)

3 令和三年四月一日から同年十一月三十日までの間における第四条の表の適用については、同表二の項及び三の項中「二〇人」とあるのは「一〇人」とする。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番